

広島県告示第八百十四号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

令和五年六月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	医療法人社団生和会 広島はくしま病院
所 在 地	広島市中区東白島町一九番 一六号
効力を有する期限	令和八年六月四日
備考	新規